

君津中央病院企業団建設工事等契約手続審査会規程

平成24年3月31日制定

平成27年6月1日改正

(目的)

第1条 君津中央病院企業団が行う建設工事若しくは製造の請負、物品の購入若しくは賃貸借又は設計、測量、調査等の委託業務その他の役務の提供等（以下「建設工事等」という。）における契約事務の適正な執行を確保するため、君津中央病院企業団建設工事等契約手続審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、建設工事等の施行伺いの決裁前に次の各号に掲げる事項について審査し、意見を述べるものとする。ただし、緊急の必要により審査会に付することができない場合は、この限りでない。

- (1) 建設工事等の設計金額10,000万円以上の一般競争入札の参加者の資格要件並びに当該契約の目的、方法及び金額等の契約内容に関する事。
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14の規定による随意契約のうち、設計金額5,000万円以上の業者の選定並びに当該契約の目的、方法及び金額等の契約内容に関する事。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、契約に関し企業長が特に必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、病院長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

副院長、医務局長、事務局長、事務局次長、事務局参事、総務課長、医事課長、管財課長、財務課長及び経営企画課長

2 前項の委員における副院長の職にある者にあつては、あらかじめ委員長が指名した者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員長は必要に応じて指名した職員を委員に加えることができる。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 会議は、必要に応じて開催するものとする。
- 5 委員長は、必要に応じて関係職員を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、事務局管財課が処理する。

(秘密の保持)

第8条 委員又は関係職員は、その職務上知り得た審査会の会議の内容については、これを他に漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

(第2条関係)

建設工事等審査請求書

年 月 日

建設工事等契約手続審査会
委員長 様

要求者

君津中央病院企業団建設工事等契約手続審査会規程第2条第 号の規定により、下記の事項について審査されるよう要求します。

記

工事等名

契約の目的

契約の方法

- 1 一般競争入札 2 指名競争入札
3 随意契約

(1) 適用条文 地方自治法施行令第167条

入札参加資格要件又は見積徴取予定者

上記の件について、審査結果は次のとおりである。

建設工事等契約手続審査会
委員長 印

審査会開催日時 年 月 日 時 分

- 審査結果
- 1 請求書のとおり執行することに異議がない。
 - 2 請求書の内容を次のとおり改め執行すること。
